



袋を伸ばして広げるのがコツなんですよ！いい事教えてくれてありがとう。挑戦してみます。

◆平成30年度◆ 高齢者肺炎球菌 感染症定期予防接種

忘れていませんか？
接種できるのは
平成31年3月31日
までです！

対象者①	65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生
	70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生
	75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生
	80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生
	85歳	昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日生
	90歳	昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日生
	95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生
100歳	大正 7年4月2日～大正 8年4月1日生	
対象者②	60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重い障害のある方(身体障害者手帳1級相当) ※予診票を発行しますので、事前にご連絡ください	
実施期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日	
実施場所	高知県内の委託医療機関 ※要予約	
自己負担金	2,000円 生活保護を受給している方は自己負担金の免除制度があります。接種する前に申請が必要です。平成28年1月から申請時に個人番号が必要になりましたので、個人番号通知カード・受給証明書を持参ください。詳細はお問い合わせください。	
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> 予診票(対象者①の方には30年4月に郵送) 本人を確認できるもの(健康保険証や運転免許証等) 対象者②の方は身体障害者手帳 	
接種回数	30年度中に1回	

※過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の接種歴のある方は対象外です。予診票紛失等により再交付を希望する方はご連絡ください

◆問い合わせ/市役所健康対策課 ☎57-7516



◆問い合わせ
高知労働局
雇用環境・均等室
☎088-1885-6041

2019年4月1日から、働き方改革関連法が順次施行されます。

▼主な改正点

①時間外労働の上限規制が導入されます。

②年次有給休暇の確実な取得が必要です。

③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。

働き方改革関連法の詳細は、厚生労働省ホームページ「働き方改革の実現に向けて」をご覧ください。

事業主の皆さんへ
働き方が変わります!!



相談

相続登記相談

高知県司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか」月間と定め、相続登記のほか、遺産分割、遺言、法定相続情報証明制度等、相続に関するさまざまな相談に司法書士がお答えする、無料相談会を開催します。

予約不要ですので、ぜひお気軽にご利用ください。

■日時
2月2日(土) 10時～15時

■場所
のいちふれあいセンター
・安芸市総合社会福祉センター(安芸市寿町二一八)
・南国市立日章福祉交流センター(南国市田村乙二一〇七)
・十市農業協同組合本所(南国市十市三三二五)

■問い合わせ 高知県司法書士会 総合相談センター
☎088-1825-13143

税金

国外へ転出する方へ

住民税は1月1日に香南市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方(外国人技能実習生も含む)に課税するため、年の途中で市外へ転出してもその年の住民税は香南市に納めていただくことになります。

その中でも特に国外へ転出する場合は、納税管理人の選任が必要になる場合があります。その際、納税管理人は納税に関する手続きを委任された方(本人に代わり納税通知書の受領、税額の納付など、納税に関わる事務を管理していただくこと)になります。

■問い合わせ
市役所税務収納課



**就職への第一歩！
職業訓練を受けませんか**

就職をお考えの方のために、職業訓練コースを開講します。受講料無料(テキスト代等別途)。申し込みは住所を所管するハローワークへ。

■訓練コース名

①訓練期間・②募集期間

▼仕事に活かせるパソコン操作を学ぶオフィスワーク基礎科

①2月20日(水)～5月17日(金)
②1月4日(金)～1月22日(火)

▼簿記スキル養成科

①3月6日(水)～6月5日(水)
②1月17日(木)～2月6日(水)

■問い合わせ
ポリテクセンター高知
☎088-1833-11324

▼美容セラピー・エステティク養成科

①2月20日(水)～7月19日(金)
②1月4日(金)～1月22日(火)

▼利用者目線のスキルアップ
介護職員初任者研修科

①2月20日(水)～5月17日(金)
②1月4日(金)～1月22日(火)

▼将来の大きな支えになります
国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもつて運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

▼老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になつたら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

★国民年金のポイント

▼納付猶予制度
学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります

国民年金のご相談・手続きについてはお問い合わせください。

■問い合わせ
南国年金事務所
☎088-1864-1111
市役所市民保険課

香南市消防本部からのお知らせ

あなたのお店に
消火器はありますか?

★平成31年10月1日から、火を使用する全ての飲食店に消火器の設置が必要になります。

対象 火を使用する設備または器具を設けた飲食店など

消火器の設置義務が免除となる場合 調理油過熱防止装置・自動消火装置・圧力感知安全装置など、すべての火を使用する設備または器具に「防火上有効な措置」を設けている場合。

※注意/鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止する「立ち消え防止安全装置」は防火上有効な対策には該当しません

■問い合わせ/消防署 予防課 ☎55-4141

**新成人の皆さんへ
20歳になったら国民年金**

また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取れます。

★「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

▼学生納付特例制度
学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上ある課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

▼納付猶予制度
学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

**市 県 民 税 第4期
国民健康保険税 第7期
介護保険料 第7期
後期高齢者医療保険料 第7期**

の納期限は**1月31日(木)**です。
期限内の納付をお願いします。

健康テレホンサービス

24時間 ☎088-832-5266

1月の番組表

月	健康寿命と口腔ケア
火	女性に多い冷え症
水	不眠症について
木	大切な朝と夜の血圧測定
金	のどが詰まった感じ
土・日	妊娠と飲み薬の影響

▼問い合わせ
高知保険医協会
☎088-832-5231